

重要事項のご説明

ここでは、5大生活習慣病保障医療保険契約に関する**重要事項（契約概要）**についてご説明しておりますので、ご契約前にならずお読みいただき内容を十分ご確認ください。また、お申込みされる保障内容がお客様ご自身のご意向に沿ったものであることをご確認・ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。**保険契約者と被保険者が異なる場合には、この契約概要に記載の事項につきまして、被保険者となられる方もかならずご確認ください**ご承認のうえお申込みください。

株式会社OUGAN

契約概要のご説明

この〔契約概要〕は、ご契約の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前にならずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに保険用語の説明等については、ご契約お引受けの際にお送りする「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

商品のしくみと引受条件

◆ 保険商品の名称

「5大生活習慣病保障医療保険」

◆ 商品のしくみ

「5大生活習慣病保障医療保険」は、5大生活習慣病による死亡・入院をおもな保障とし、死亡原因を問わない死亡保障や不慮の事故による入院も保障をする保険です。

・保障される5大生活習慣病は、「悪性新生物（上皮内新生物（上皮内がん）を除く。：以下同じ）」、「虚血性心疾患」、「脳卒中」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」となります。

◆ ご加入できる方（被保険者）の範囲

・ご契約日において満35歳から満69歳までの方

◆ 保険期間と更新について

保険期間は、ご契約日から1年です。初めて契約されてから保険期間満了後は、満70歳の満了まで（最終更新年齢満69歳）自動更新となります。

◆ 保障内容とお支払する保険金等

保険金・給付金の名称	お支払いする場合	お支払額
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	20万円
5大生活習慣病死亡保険金	責任開始の日以後に発病した、所定の5大生活習慣病により死亡したとき	満35歳～満49歳 280万円 満50歳～満54歳 180万円 満55歳～満59歳 80万円 満60歳～満64歳 30万円 満65歳～満69歳 20万円
5大生活習慣病入院給付金	責任開始の日以後に発病した所定の5大生活習慣病により継続して2日以上入院したとき。	入院日額 15,000円 ×入院日数(1入院50日まで)
不慮の事故入院給付金	責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院で、事故の日からその日を含めて180日以内に入院したとき（継続2日以上入院）	入院日額 15,000円 ×入院日数(1事故50日まで)

★ 5大生活習慣病のうち「乳房の悪性新生物」は、責任開始の日から90日を経過して診断確定され死亡または入院されたときにお支払します。

★ 一時に多くの保険金等の支払が発生するような事象が発生したときは、会社のさだめにより保険金等を削減して支払うことがあります。

★ 保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によるときなどの免責事由に該当した場合、保険金・給付金のお支払ができない場合があります。

★ 入院給付金の給付限度

1. 1回の入院（規定により1回の入院とみなす場合を含みます。）についての支払限度は、50日とします。
2. 通算支払限度は、この保険契約の保険期間中に支払事由が生じた全ての給付金の支払金額を通算して80万円をこの保険期間の支払限度額とします。また、この保険契約の全保険期間（責任開始の日から更新契約を含み契約が満了又は死亡又は解約により消滅した日までをいいます。）に支払事由が生じた給付金の支払金額を通算して320万円を全保険期間の支払限度額とします。（詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

保険料について

- ・保険料は、男女別の5歳刻みの保険料となっております。契約日現在の満年齢の保険料がご契約時の保険料となります。また、契約更新時の保険料は、更新日の満年齢により保険料が決定されますので、契約の更新時の年齢によって保険料が変更になる場合があります。
- ・保険料につきましては、パンフレット記載の「保険料一覧」をご覧ください。
- ・保険料の払込方法は口座振替による月払いです。第1回目の保険料の支払は、契約日からの1ヵ月分をお支払いいただきます。第2回目以降は、翌月以降の毎月1ヵ月分の保険料をお支払いいただきます。
- ・保険料は、保険契約者の指定口座より、会社の指定する日（毎月27日金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替により毎月払い込んでいただきます。
- ・この保険契約の保険料の払込期間は、1年間です。
- ・当社は、事故率が見込みを著しく超過したことにより、保険料の計算基礎を変更する必要が生じて、保険料の増額または保険金額の減額が必要と会社が認めるときは、会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合があります。

保険契約者配当金について

- ・この保険契約には、保険契約者配当金はありません。

解約と払いもどし金について

- ・保険契約者は、会社宛に所定の書類を提出することにより、将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、解約日は、解約書類を受付した日の当月末日となります。
- ・この保険を解約された場合、払いもどし金はありません。